

生活困窮者自立支援制度等について

多重債務問題対策推進懇談会

令和8年10月28日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

第1のネット

社会保険制度 ・ 労働保険制度

第2のネット

求職者支援制度
(H23.10~)

生活困窮者自立支援制度
(H27.4~)

第3のネット

生活保護制度

- ・ 最低生活の保障
- ・ 自立の助長

生活困窮者とは？

生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがある。
複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※制度の対象となりうる、又は対象であったと考えられる者の例。それぞれは重複もある。

フリーランス

解雇等にあった
非正規雇用労働者

福祉事務所来訪者のうち
生活保護に至らない者
約30万人
(H29・厚生労働省推計)

ホームレス
約0.25万人 (R8・ホームレスの実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者
約0.5万人 (R7・自殺統計)

失業期間
1年以上の
長期失業者
約55万人
(R7・労働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

15～39歳までの者：約18万人
(H27・内閣府推計による「狭義のひきこもり」)
40～64歳までの者：約37万人
(H30・内閣府推計による「狭義のひきこもり」)

個人事業主
(参考) 住居確保給付金の受給者のうち
「自営」の割合：
21.8% (※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども
約10万人 (H29)

孤独・孤立

外国籍

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.5% (R6・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約183万世帯
(R6・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約153万人
(R8.2末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はない。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応。
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多い。そのため、アウトリーチも行いながら早期に支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。



社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）における生活困窮者自立支援制度に関連する改正の概要について

生活困窮者自立支援法

1. 地域づくりの基本理念の明確化等（困窮法第2条第2項関係）

生活困窮者に対する自立の支援に当たって緊密な連携に配慮する関係機関として、防災や消費者の利益の擁護及び増進に関する業務を行う関係機関を追加。また、地域づくりの基本理念について、生活困窮者に対する支援体制の整備により、生活困窮者が自立した生活を営むことができる地域社会が形成されることを目指して行わなければならないものであることを明確化。

2. 頼れる身寄りがいない者等の相談支援の明確化（困窮法第3条第2項第1号関係）

自立相談支援事業において、頼れる身寄りがいないことによる支援ニーズも考慮した相談支援を行うことを明確化。

（同事業において考慮すべき事情として、「家族その他の関係者の状況」を明記）

3. 地域居住支援事業の対象者拡大（困窮法第3条第6項第2号関係）

地域居住支援事業の対象者に、頼れる身寄りがいないことにより日常生活を営むのに支障がある生活困窮者及び特定被保護者を追加。

4. 福祉事務所未設置町村における一次相談事業の実施の努力義務化（困窮法第11条第1項関係）

福祉事務所未設置町村における生活困窮者一次相談事業の実施を努力義務化。

社会福祉法

1. 包括的な支援体制の整備のために積極的に実施すべき施策の明確化（社福法第106条の3第1項関係）

包括的な支援体制の整備のために積極的に実施すべき施策を①地域による見守りや支え合い等を促進する施策、②地域と支援関係機関の協働を促進する施策、③支援関係機関同士が連携して包括的に対応する体制を整備する施策の3つに整理・明確化。

※支援関係機関の代表例として、自立相談支援機関を規定

2. 社会福祉法に基づく支援会議の活用可能自治体の拡大・位置づけの明確化（社福法第106条の3の2第2項関係）

全ての市町村において社会福祉法に基づく支援会議を設置可能とし、その上で、社会福祉法に基づく支援会議は、困窮法などの他の法律に基づく会議等において、支援内容の検討が十分になされていない場合に検討を行うものと規定。

※詳細は、今後ガイドラインでお示しする予定

生活困窮者自立支援制度の体系

**R8年度予算：827億円の内数
+ R7年度補正予算：105億円の内数**



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

国費 3 / 4

- ・ 全国904自治体で1,370機関
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- ・ 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- ・ 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- ・ 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

□ 福祉事務所未設置町村による 相談支援の実施

国費 3 / 4

- ・ 希望する町村において、一時的な相談等を実施

住まいの確保の
支援が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

国費 3 / 4

- ・ 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

◆ 居住支援事業

国費 2 / 3

- ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業

国費 2 / 3

- ・ 一般就労等に向けた日常生活自立・社会生活自立・経済的自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- ・ 直ちに一般就労等が困難な方に対する支援付きの就労の場の提供

◆ 家計改善支援事業

国費 2 / 3

- ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

国費 1 / 2

- ・ 子どもに対する学習支援
- ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

自立相談支援事業

【実績等】・904自治体1,370か所（R8）
・新規相談受付件数302,828件（R6）
・プラン作成件数89,492件（R6）

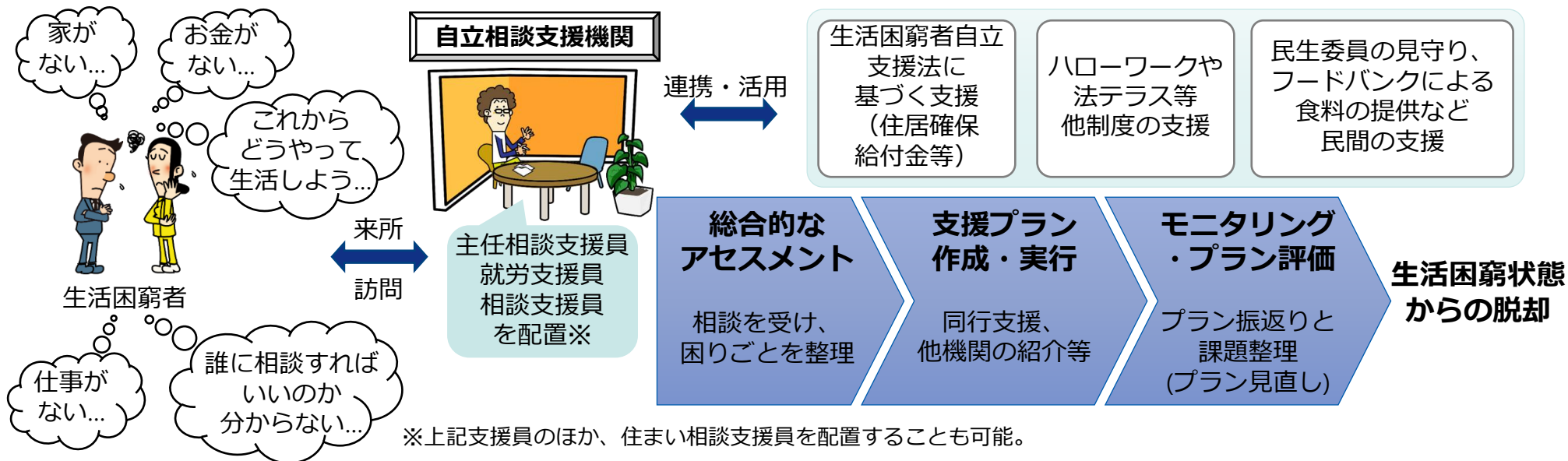
対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

※令和9年4月～
頼れる身寄りがないことによる支
援ニーズも考慮した相談支援を行う
ことを明確化（赤字箇所）

支援の概要

- 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）して、**当該生活困窮者の家族その他の関係者の状況を考慮しつつ**、その状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

福祉事務所未設置町村による相談の実施（生活困窮者自立支援）

【実績】

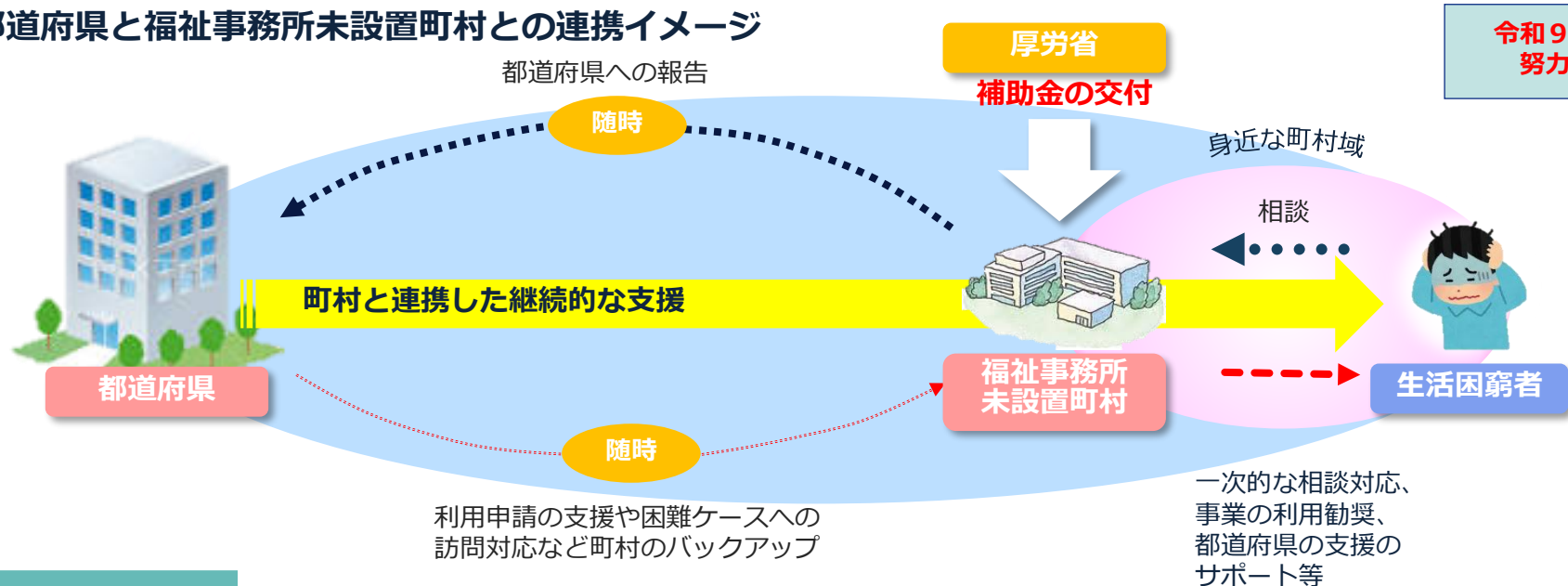
・ 322町村（36.6%）
（R6）

平成30年10月～

事業の概要

- 福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、町村が希望する場合には、都道府県のサポートを前提として、町村が生活困窮者からの相談に応じるなど一次的な相談支援を実施。
- 福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
 - ① 必要な情報の提供及び助言
 - ② 都道府県との連絡調整
 - ③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨
 - ④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



期待される効果

福祉事務所を設置していない町村においても、町村内の生活困窮者等の状況を踏まえ、相談窓口を設置することが可能となり、住民の相談の利便性が高まることが期待される。

住居確保給付金（家賃補助、転居費用補助）

【実績】

- ・新規決定4,641件
- ・支給済額7.8億円（いずれもR7.12月速報値）

対象者

- ・家賃補助：離職・廃業や休業等により住居を失うおそれが生じ、再就職に向けた活動を行っている者
- ・転居費用補助：収入が大きく減少し、住居を失うおそれが生じ、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある者

<支給要件>

・家賃補助：

○**収入要件**：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）＋家賃額

○**資産要件**：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**求職活動要件**：ハローワークなどに申し込んで、求職活動を行うこと。

（自営業の場合、経営の改善に取り組むことで可となる場合もある）

・転居費用補助：

○**収入要件、資産要件**：家賃補助と同じ。

○**家計改善に関する要件**：家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること。



支援の概要

- ・**家賃補助**：**<支給額>** 家賃額（住宅扶助額を上限）※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3か月（最長9か月まで延長可能）

- ・**転居費用補助**：**<支給額>** 新たな住居の確保に要する費用（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額を上限）

<対象経費> 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料等）、転居先への家財の運搬費用

期待される効果

- ・家賃補助：安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。
- ・転居費用補助：家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができる。

居住支援事業(シェルター事業、地域居住支援事業)

【実績】

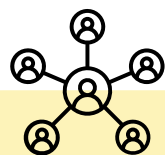
- ・シェルター：372自治体(41%)(R7)、利用3,081件(R6)
- ・地域居住：98自治体(11%)(R7)、利用1,926件(R6)

対象者

- ・シェルター事業：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- ・地域居住支援事業：シェルター退所者や、居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある又は頼れる身寄りがないこと等の理由により日常生活を営むのに支障がある低所得者

※令和9年4月～
頼れる身寄りがない生活困窮者等
について対象者拡大(赤字箇所)

支援の概要



地域居住支援事業

＜入居支援・地域での見守り支援＞

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※支援期間は原則1年間。
(対象者の状態に応じて
柔軟に延長可能)



賃貸住宅への入居を断られた、
地域での一人暮らしが不安…

路上、河川敷、
ネットカフェ、サウナ、
友人宅に寝泊まりしている…

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や
就労に向けた支援等も実施。

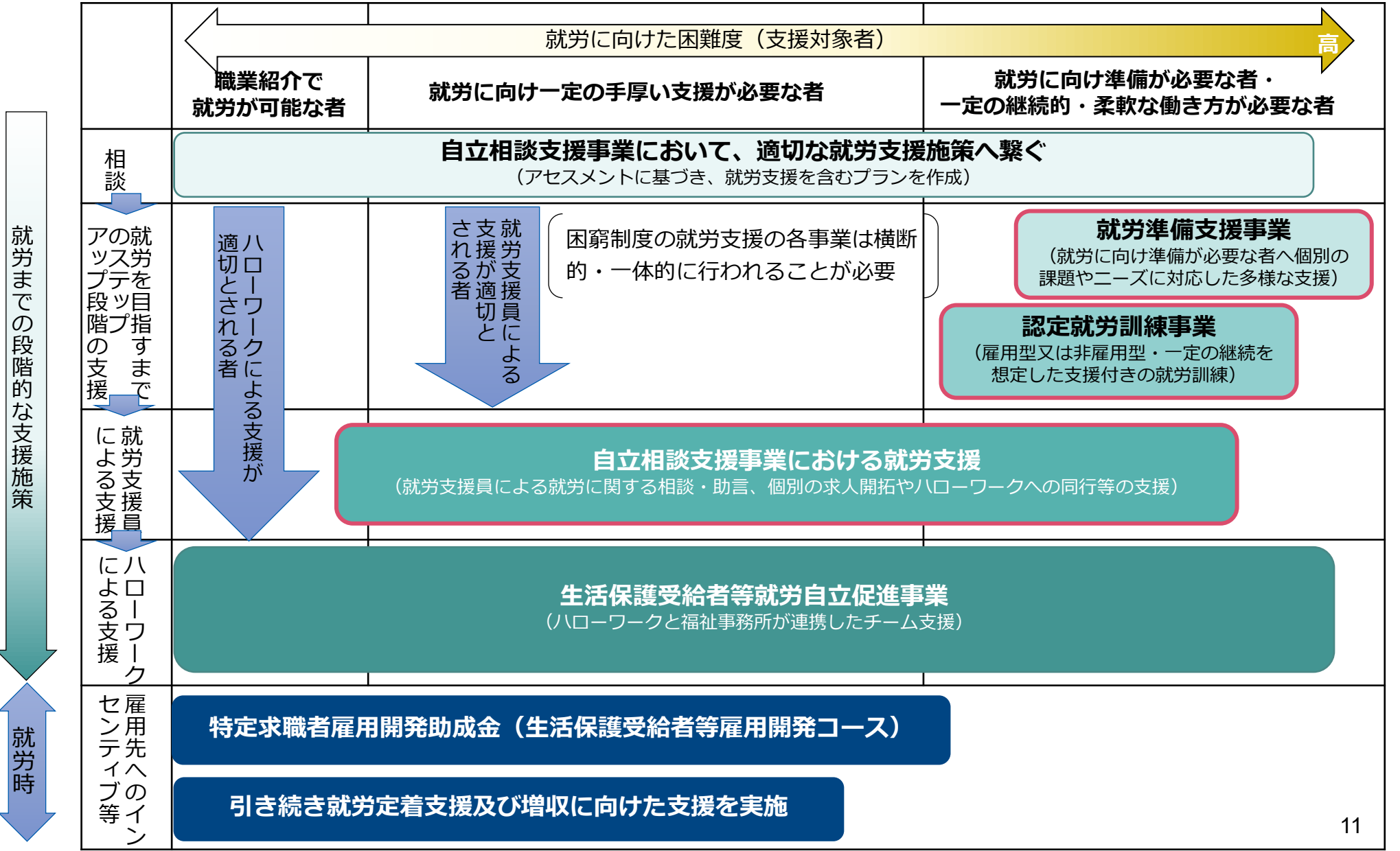
※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対
する一時的な支援・支援先・受入れ先の
調整等の実施も可。



期待される効果

- ・シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- ・地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。¹⁰

生活困窮者に対する就労支援の全体像



就労準備支援事業

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をすることが難しく、就労に向けた準備が必要な者

※世帯全体でみると収入があるなど、収入・資産要件に該当しなくても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケースなど就労準備支援事業による支援が必要と認める者は幅広く対応。

支援の概要

- ・（利用前）自立支援機関のアセスメント、支援方針の決定の過程から就労準備支援員も積極的に関与し、就労準備支援事業のプログラムを試行的に利用しながら、就労面でのアセスメントを行う。
- ・（利用決定）支援プログラムを作成し、原則1年の利用とする（必要に応じて延長可能）。

本人の状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手（避けてしまう）
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足している

等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを開発し、通所、合宿等の様々な形態で実施する。



（グループワーク）



（農作業体験）



（職場見学・就労体験）

- 地域を支援の場として活用すると、多様な人との関係性の中で本人の気持ちの変化や自己理解が深まる効果がある。

期待される効果

- ・ 社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R7.3.31時点）】

- ・認定あり117自治体
／129都道府県、政令市、中核市
- ・認定件数2,395件
- ・利用件数732件（R6）

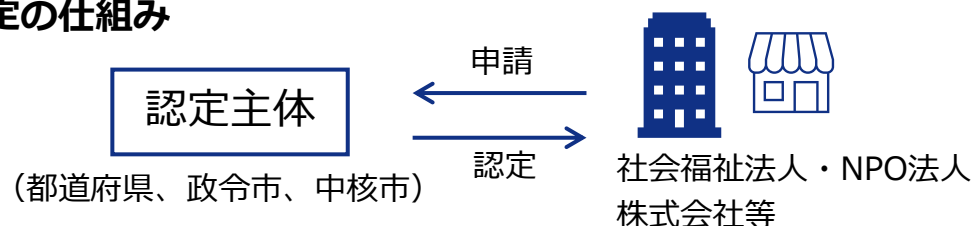
対象者

本人の状況に応じた柔軟な働き方をすると判断された者

支援の概要

- ・認定を受けた法人で、**実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的（非雇用型・雇用型）に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。**

① 認定の仕組み



② 訓練の種類

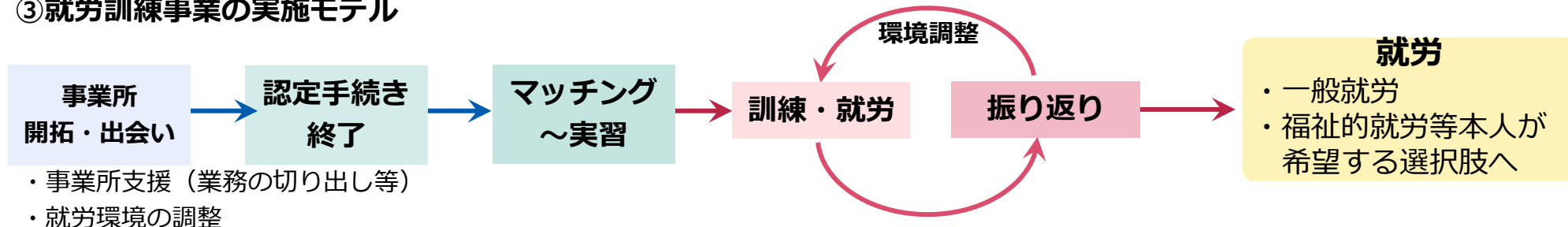
非雇用型

- ・無償・有償での就労訓練が可能
- ・本人の体調や作業内容について調整

雇用型

- ・最低賃金～給与規定に沿った賃金
- ・就労条件における一定の配慮や対応

③ 就労訓練事業の実施モデル



期待される効果

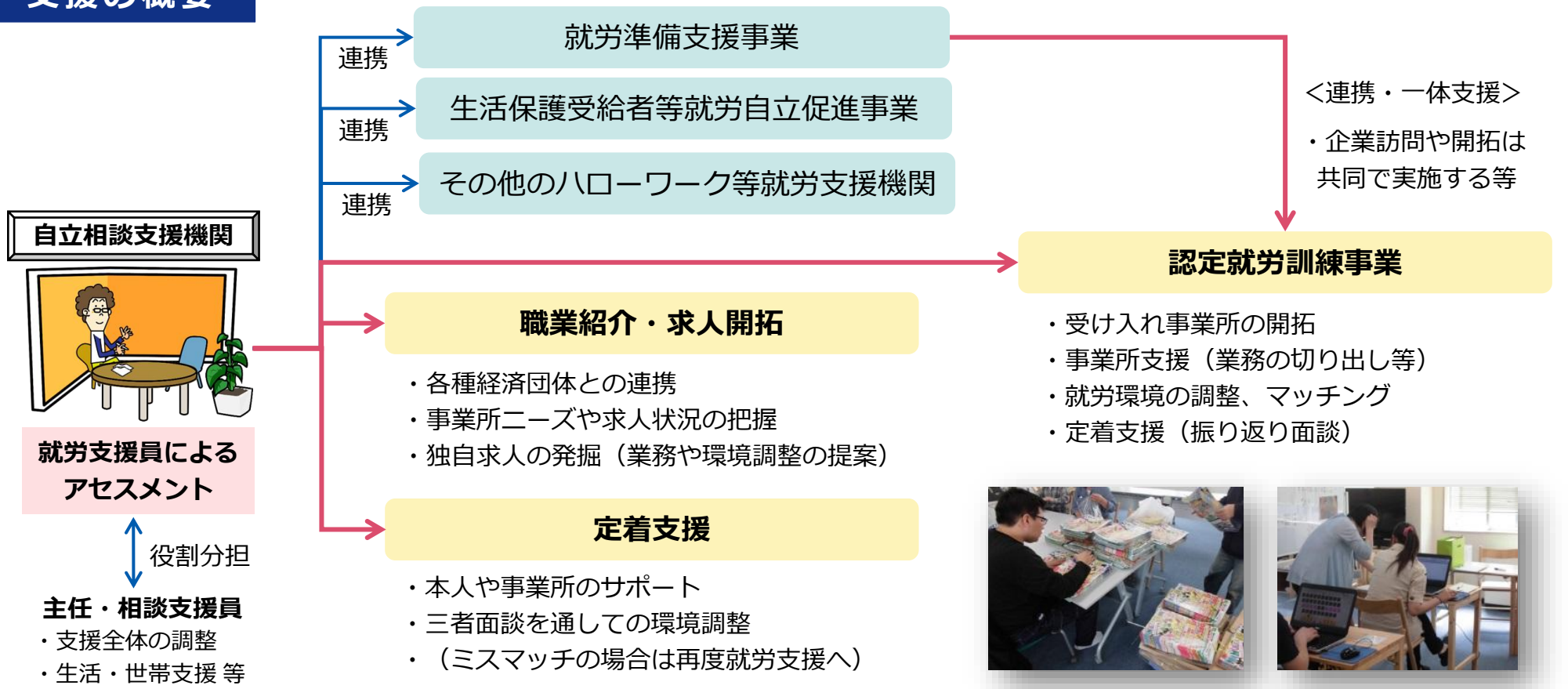
- ・対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- ・また、認定就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

自立相談支援機関による就労支援

対象者

ある程度、時間をかけて個別支援を行うことで就労可能な者や、他の就労支援策の適用がない者

支援の概要



期待される効果

- 自立相談支援機関でも独自の求人や企業連携を行うことで、新たな働き方の創出や就労支援の選択肢が広がる。 14

家計改善支援事業

【実績】

- ・ 795自治体（88%）（R7）
- ・ 利用20,573件（R6）

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援の概要

- ・ 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- ・ 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

<支援の流れとねらい>

家計に対して指導を行うわけではない

1. **世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）**：収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。



2. **月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）**：家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）



3. **継続面談を通じたモニタリング**：本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



【本人の状況に応じて組み込む支援】



滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

期待される効果

- ・ 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- ・ 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- ・ 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・ 598自治体（66%）（R7）
- ・ 事業利用者47,444人（R6）

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援の概要

- ・ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- ・ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面	生活面	親の養育
・ 高校進学のための学習希望 ・ 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない	・ 家庭に居場所がない ・ 生活習慣や社会性が身についていない	・ 子どもとの関わりが少ない ・ 子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・ 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・ 高校進学支援
- ・ 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・ 学校・家庭以外の居場所づくり
- ・ 生活習慣の形成・改善支援
- ・ 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労（進路選択等）に関する支援

- ・ 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・ 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・ 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



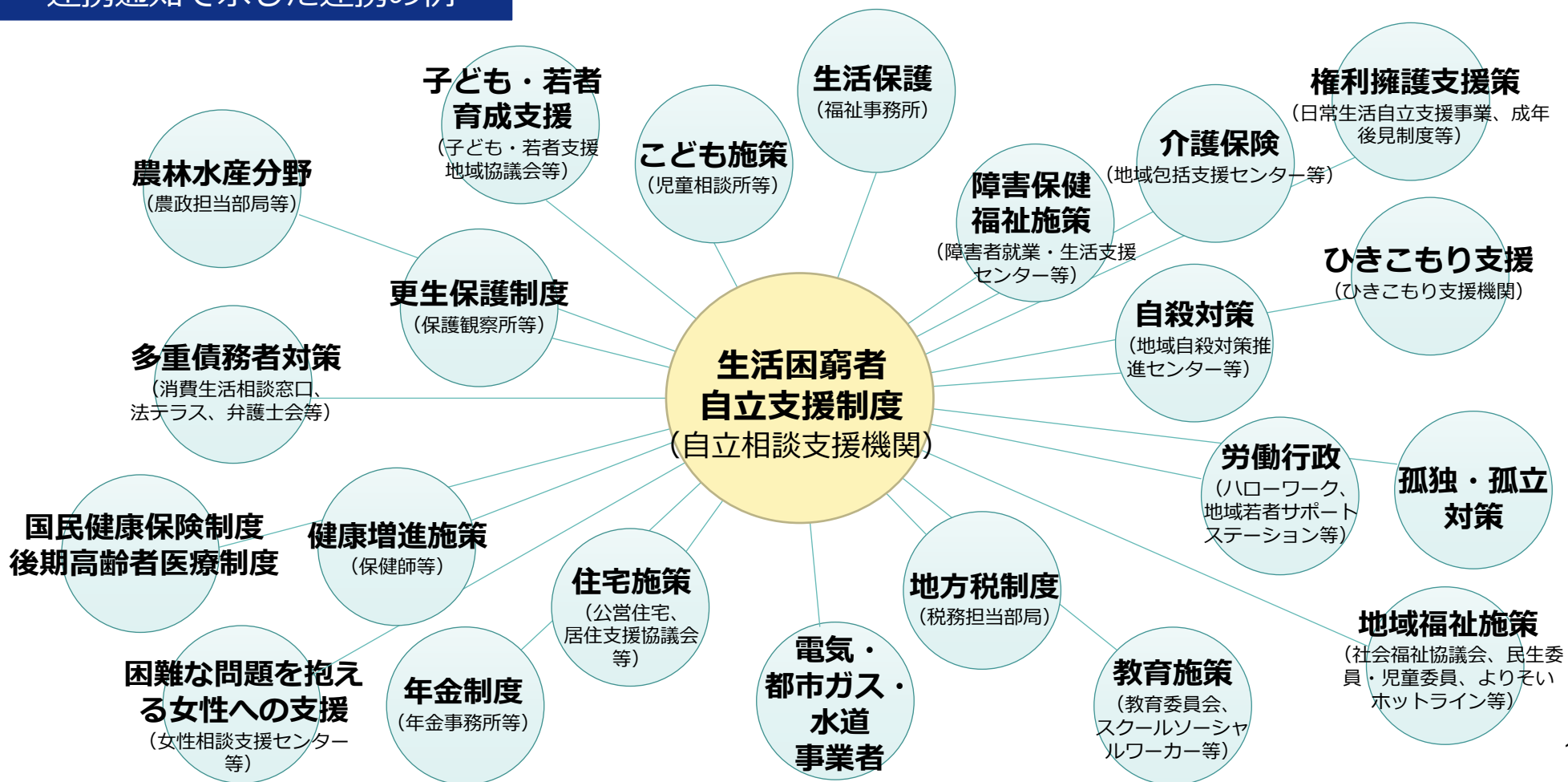
期待される効果

- ・ 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。（貧困の連鎖防止）

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度では、他制度と連携しつつ、**本人の状態像に応じてきめ細かく支援**することが重要。
また、必要とする方に確実に支援を届けるという**アウトリーチ**の観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、**自立相談支援事業等の利用勧奨**を行うことが必要。
- さらに、**地域資源の開発**に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

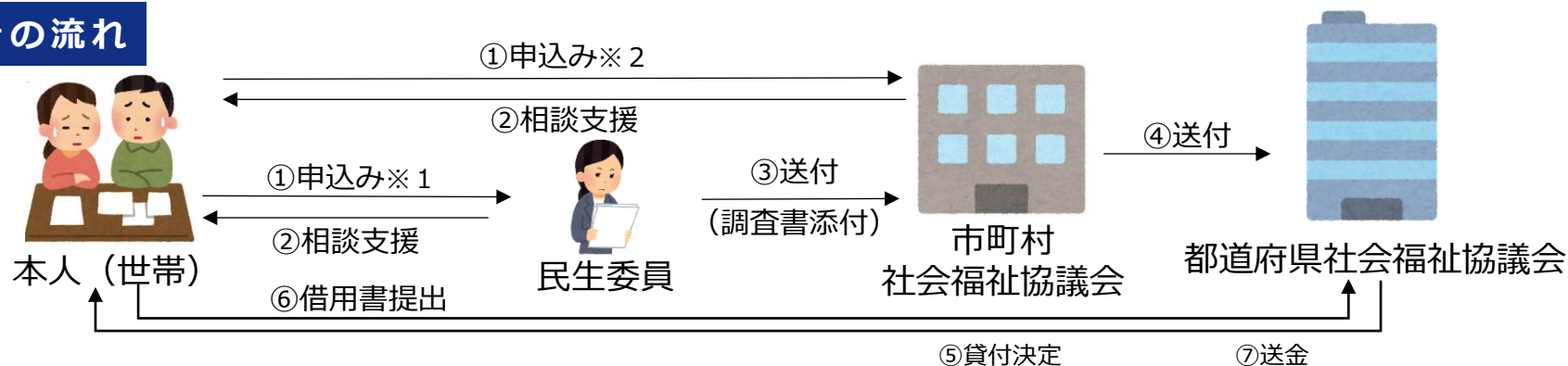
連携通知で示した連携の例



生活福祉資金貸付制度

実施主体	都道府県社会福祉協議会		
目的	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立・社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようにする。		
貸付対象	・低所得世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当） ・障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等のいる世帯 ・高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者のいる世帯		
資金の種類	・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費） ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）		
貸付金利子	・連帯保証人を立てた場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%	注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート（R8.4.1時点年2.80%）のいずれか低い利率	

貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込む

注 他の支援機関からの支援を受けている場合や、民生委員を経由して申し込むことに困難な事情がある場合を除く

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込む

※3 総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体や関係機関から貸付後の継続的な支援をうけることに同意することが条件。

生活福祉資金貸付制度の概要

資金の種類			貸付条件				申込先
			対象者	貸付限度額等	据置期間	その他	
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	低所得世帯	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：原則3月以内	最終貸付日から 6月以内	【償還期限】 据置期間経過後10年以内 【貸付利子】 連帯保証人ありの場合 ：無利子 連帯保証人なしの場合 ：年1.5% 【連帯保証人】 原則必要（ただし、連帯保証人 なしでも貸付可）	市区町村 社会福祉 協議会
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		40万円以内	貸付けの日（生 活支援費とあわせ て貸し付けている 場合は、生活支援 費の最終貸付日） から6月以内		
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で 賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等		60万円以内			
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持す るために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な 経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な 費用 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中 の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な 経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	580万円以内 ※資金の用途に応じて目安 額を設定 →詳細はP4を参照	貸付けの日（分 割による交付の場 合には最終貸付 日）から6月以 内	【償還期限】 据置期間経過後20年以内 (例) ・療養、介護サービスを受け るのに必要な経費 →療養、介護サービス期間が 1年を超えない時は5年 ・その他日常生活上一時的に 必要な経費 →3年 【貸付利子】 連帯保証人ありの場合 ：無利子 連帯保証人なしの場合 ：年1.5% 【連帯保証人】 原則必要（ただし、連帯保証人 なしでも貸付可）	民生委員 又は 民生委員 協議会 (注) 一定の 事情がある場 合には、直接 市町村社協に 申込可
福祉資金	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸 し付ける少額の費用	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円以内	貸付けの日から 2月以内	【償還期限】 据置期間経過後 12月以内 【貸付利子】 無利子 【連帯保証人】 不要	市町村 社会福祉 協議会

※ 貸付の決定に当たっては、これらの貸付条件に加え、償還可能性の有無が考慮されることとなる。 19

生活福祉資金貸付制度の概要

資金の種類			貸付条件				申込先	
			対象者	貸付限度額	据置期間	その他		
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	低所得世帯	<高校>月3.5万円以内 <高専>月 6万円以内 <短大>月 6万円以内 <大学>月6.5万円以内 ※ 特に必要と認められる場合には1.5倍の額まで可能	卒業後 6月以内	【償還期限】 据置期間経過後20年以内 【貸付利子】 無利子 【連帯保証人】 不要		民生委員 又は 民生委員協議会 (注) 一定の事情がある場合には、直接市町村社協に申込可
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		50万円以内		※世帯内で連帯借受人が必要		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	低所得の高齢者世帯	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 ：借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3月以内	【貸付利子】 ①据置期間 終了時年3% 又は ②長期プライムレート (R8.4.1現在 年2.80%) の①②いずれか低い利率	【連帯保証人】 要 ※推定相続人の中から選任	市町村 社会福祉協議会
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保 として生活資金を貸し付ける資金	要保護の高齢者世帯	・土地及び建物の評価額の70%程度 (集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 ：借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間		【連帯保証人】 不要	市町村 社会福祉協議会	

※ 貸付の決定に当たっては、これらの貸付条件に加え、償還可能性の有無が考慮されることとなる。

補足 借入申込先について

「福祉資金」と「教育支援資金」については、居住地を担当区域とする民生委員又は民生委員協議会（以下、担当民生委員等）を通じ、市町村社協を経由して、都道府県社協に借入れの申込みを行うこととなっている。

ただし、借入希望者が担当民生委員等を介さずに、直接市町村社協に相談した場合は、市町村社協にて相談・申込みを受け付けるが、申込手続きの過程において、本人の同意を得た上で、市町村社協から担当民生委員等に連携が図られる。

なお、以下の場合には、担当民生委員等を介さずに、直接市町村社協を経由して、都道府県社協に借入れを申し込むことができる。

- 緊急に資金の貸付けを必要とする特別の事情がある場合
- 都道府県社協会長が運営委員会の意見を聞いて定めた事由に該当する場合
- 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
- 緊急小口資金の貸付けを受けようとする場合 など

生活福祉資金貸付（令和8年熊本地震の特例措置）

特例措置の内容

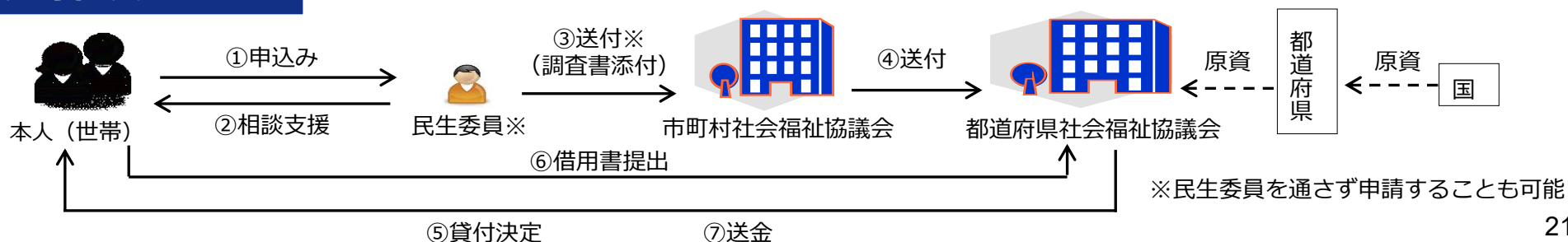
- 社会福祉協議会が貸し付けている生活福祉資金のうち、緊急小口資金について、要件の緩和を行う災害時特例措置を講じるもの。

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	<u>被災世帯（低所得世帯等に限らない）</u>
貸付上限	10万円以内	10万円以内 <u>（特別な場合20万円以内）</u>
据置期間	2月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要

※ 申請書類等も簡素化（借入申込書の記載は必要最小限、印鑑証明書の提出は不要など）。

※ 住宅補修費の貸付などの特例措置について検討中。

（参考）貸付の流れ



生活福祉資金貸付（令和 6 年能登半島地震における特例措置）

- 令和 6 年能登半島地震の被災地で、社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付の特例措置を講じる。
- 緊急小口資金**の貸付の特例については、令和 6 年 1 月 9 日に通知を発出済み。令和 6 年 1 月 25 日までに被災地の市町村社協等で受付を開始し、大雨被害から 1 年経過後の令和 7 年 9 月 30 日で受付終了している。
- また、地震により住宅が損壊した世帯等を支援するため、**福祉費（住宅補修費、災害援護費）**の貸付の特例について令和 6 年 2 月 27 日に通知を発出済み。

特例措置の内容

	緊急小口資金		福祉費（住宅補修費）		福祉費（災害援護費）	
	本則	特例措置	本則	特例措置	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	被災世帯（低所得世帯等に限らない）	低所得世帯等	低所得世帯等のうち、被災された世帯	低所得世帯等	低所得世帯等のうち、被災された世帯
貸付上限	10万円以内	10万円以内 （特別な場合20万円以内）	250万円以内	250万円以内	150万円以内	150万円以内
据置期間	2月以内	1年以内	6月以内	2年以内	6月以内	2年以内
償還期限	12月以内	2年以内	7年以内	20年以内	7年以内	20年以内
貸付利子	無利子	無利子	無利子又は年1.5%	無利子又は年1.5%	無利子又は年1.5%	無利子又は年1.5%
連帯保証人	不要	不要	原則必要	原則必要	原則必要	原則必要

補助率

【貸付原資】国：3／4、都道府県：1／4

予算額

7.8億円（令和 5 年度予備費）

実績	累計申請件数	累計決定件数
緊急小口資金	2,245	2,244
福祉費（住宅補修費）	11	7
福祉費（災害援護費）	4	3

※全社協調べ（R8.3.31時点）

【注：特別な場合】

- （1）世帯員の中に死亡者がいるとき （2）世帯員に要介護者がいるとき （3）世帯員が 4 人以上いるとき
（4）前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して、**緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付**を実施（合計最大200万円）。

実施期間：令和2年3月末～令和4年9月末（※）
貸付決定件数：382.3万件
貸付決定金額：1兆4,431億円

※資金種別ごとの実施期間

- ・緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

【緊急小口資金】

	本則	特例措置
貸付上限	10万円以内	<u>20万円以内</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	同左

【総合支援資金】

	本則	特例措置
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内＝60万円以内 (単身)月15万円×3月以内＝45万円以内	同左 <u>※①初回貸付、②延長貸付、③再貸付の最大3回</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	<u>無利子</u>

償還開始時期

	緊急小口 *	総合(初回) *	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始時期	令和5年1月～		令和6年1月～	令和7年1月～

* 令和4年2月～3月の貸付申請分：申請の1年後から償還
令和4年4月以降の貸付申請分：令和6年1月から償還

償還の免除・猶予

- ・借受人及び世帯主が住民税非課税の場合等 → 償還免除
- ・償還免除要件には該当しないが、返済が困難 → 償還猶予（猶予中、生活再建に向けた支援を行う）

フォローアップ支援

- ・借受人に対して、電話・訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施

※生活再建に向けた支援、償還猶予・少額返済の案内、免除申請を失念していると考えられる者に対する償還免除の案内など

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
- ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
- ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

緊急小口資金等の特例貸付における償還の状況（令和7年12月末日時点の実績）※速報値

資金種類		(A) 貸付実績	(B) 償還免除		(C) 償還猶予	(D) 償還対象
			①総数（全部免除及び一部免除）	②うち全部免除		(E) 償還あり
緊急小口資金	件数	1,621,421	732,469	643,154	18,235	959,991
						611,382
	金額 (億円)	3,037	1,304	1,209	26	1,708
						782
総合支援資金 (初回)	件数	1,147,341	576,865	505,932	21,382	619,839
						376,196
	金額 (億円)	5,913	2,958	2,639	99	885
						375
総合支援資金 (延長)	件数	453,043	205,945	185,492	11,532	256,059
						127,252
	金額 (億円)	2,348	1,069	972	56	260
						97
総合支援資金 (再貸付)	件数	601,039	226,221	220,469	23,223	357,331
						145,913
	金額 (億円)	3,133	1,209	1,163	120	186
						69
合計	件数	3,822,844	1,741,500	1,555,047	74,372	2,193,220
						1,260,743
	金額 (億円)	14,431	6,540	5,983	301	3,038
						1,323

※ 表内の数値は令和7年12月末日時点の状況として令和8年1月26日時点で各都道府県社会福祉協議会のシステムから全国社会福祉協議会が抽出したものを集計したものであり、今後変動の可能性があり得る。

※ (B)①の件数は、免除決定（全部免除及び一部免除）した債権の総数（一部免除において1つの債権で複数の免除要件に該当する場合、免除要件ごとに重複計上されている場合がある）。

※ (B)①の金額は、全部免除及び一部免除に関わらず、これまでに免除した金額の総額。

※ (B)②の件数・金額は、全部免除（免除のみで債務関係終了）の債権の総数・免除額の総額。

※ (D)償還対象は、債権のうち令和7年12月までに償還されるべき部分であり、(E)償還ありは、(D)償還対象のうち、実際に償還された件数と金額（いずれも既に一括償還された債権の件数・金額含む）。

※ 件数は一つの債権において複数の項目に計上される場合があるため、合計において一致しない（例：当初償還していたがその後償還免除となった場合、(B)①と(D)それぞれで1件と計上される）。

緊急小口資金等の特例貸付の返済が免除される場合について

	返済開始前	返済開始後※ 1 にやむを得ない事情により返済困難となった場合
申請が必要	判定年度※ 2 で住民税非課税※ 3 となった	- 判定年度※ 2 の翌年度以降に住民税非課税※ 3 となった※ 4 - 生活保護を受給した - 精神保健福祉手帳 1 級、身体障害者手帳 1 級または 2 級、重度の区分である療育手帳（A、マル A、A2 など）の交付を受けた ① 12 か月分以上の滞納額があり、② 少しずつ返済しているものの滞納額が増えていて、③ 住民税所得割が非課税である、高齢者のみの世帯、障害者世帯またはひとり親世帯等※ 4
申請は不要	- 借受人が死亡した - 自己破産の手続が完了した、または、個人再生の手続が完了し計画どおり返済された 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理が成立した	
（相続人に対して免除、もしくは都道府県社協の会長の職権により免除される※ 6		- 失踪宣告がなされた 12 か月以上返済が遅れていて、住居不明により償還催告通知書が返送され返済が始まらない 12 か月以上返済が遅れていて、指導をしてもなお返済の見込みがない ※ 返済を猶予されている方が、猶予中に自立相談支援機関や市町村社協から支援を受けてもなお返済の見込みがない場合、上記とみなす - 返済期限が到来した後、2 年連続で住民税非課税※ 3 となった※ 5 - 滞納額の時効が完成した※ 5

※ 1 返済開始時点で返済が猶予されている場合を含む

※ 2 判定年度

- 令和 4 年 3 月以前に申請した緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付分）：令和 4 年度（令和 3 年度又は 4 年度に住民税非課税かどうかで判定）
- 令和 4 年 4 月以降に申請した緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付分）／総合支援資金（延長貸付分）：令和 5 年度
- 総合支援資金（再貸付分）：令和 6 年度

※ 3 住民税非課税：借受人本人と世帯主（借受人と同一の住民票に記載）で判定

※ 4 住民税非課税となった年度に訪れる償還開始月以降の返済額が免除され、それ以前の滞納額については免除されない

※ 5 免除決定前の滞納額のみ免除され、今後の返済予定額については免除されない

※ 6 都道府県社協から借受人に対して、免除要件に該当することの証明書等を求める場合がある。

緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予の取扱いについて

(令和4年10月28日付けで改正した特例貸付の局長通知等の概要)

- 特例貸付における償還が困難となった場合には、償還が困難なやむを得ない理由により償還を猶予する。

(1) 償還が困難であるとのやむを得ない事由が認められる場合の対象要件	(2) 申請に必要な書類等
①地震や火災等の被災した場合	被災証明書、り災証明書 等
②病気療養中の場合	診断書、病状証明書 等
③失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票 等
④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる書類
⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合	自立相談支援機関からの意見書
⑥都道府県社会福祉協議会が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 (やむを得ない事由の例) ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近3か月の収入が住民税非課税相当を目安に判断）。 ・DV等の被害を受けて避難している。 ・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。 ・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等	面談等を通じ、生活状況を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか判断

(備 考)

- 償還猶予の期間は原則1年間。
- 生活再建に向けた必要な支援を適切に行う観点から、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の支援を受けるものとする。
- あらかじめ借受人から個人情報の提供の同意を得られている場合には、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応を実施。
- 猶予の適用期間中に、償還免除の要件（住民税非課税、生活保護の受給、重度障害の認定、自己破産等）に該当する場合は、残債分を償還免除する。

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されるところ、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供、訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内、個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予**や**少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

（１）個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】

（２）訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】